

## 一般社団法人日本計量生物学会選挙管理委員会内規

### (選挙管理委員会の設置)

1. 理事会は委嘱する選挙を決定した上で、選挙管理委員会を設置するものとする。
2. 選挙管理委員は、理事会が正会員および名誉会員の中から委嘱する委員長1名、委員1名により構成される。
3. 委員に欠員が生じたときは、理事会が後任者を決定する。

### (評議員の選出)

4. 選挙管理委員会は、選挙日程（投票締切日、開票日など）、選挙人（投票者）および被選挙人の資格条件、投票方法等を決定し、有資格の正会員および名誉会員に告示し、評議員選挙を実行する。
5. 投票は無記名投票とし、選挙管理委員会が決めた方法により、選挙人の連絡先が属する地区（東日本地区または西日本地区）と同じ地区を連絡先とする3名を選出し投票する。
6. つぎの投票は無効とする。
  - (1) 選挙管理委員会が事前に定めた方法以外による投票
  - (2) 選挙人の連絡先の所属地区と異なる連絡先の所属地区を有する被選挙人への投票
  - (3) 選挙人の名を記した（無記名投票でない）投票
7. 選挙の開始に際しては、以下の事項を選挙人に供する。
  - (1) 選挙人および被選挙人の資格、連絡先の所属地区、投票方法、投票締切日、投票の有効性などの概要
  - (2) 被選挙人の名簿（氏名、連絡先の県名およびその所属地区が記されていること）
  - (3) その他、選挙管理委員会が必要と認める事項
8. 開票作業は、選挙管理委員会が行う。
9. 当選人の決定は、以下の規則に従うものとする。
  - (1) 各地区別に有効投票の最多数の得票者から順に細則第3条(1)に従って選出する。
  - (2) 当落の境界に同数の得票者があり、定数を超えるときは、選挙管理委員会が抽選で選ぶ。
  - (3) 当選人の決定に関して疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定する。
  - (4) 当選人から辞退の連絡を受けた場合は、東日本25名、西日本15名計40名となるまで、同じ手順で選出する。
10. 開票後、委員長は、理事会に対して以下の内容を含む報告書を提出する。
  - (1) 投票締切日、開票日時および場所
  - (2) 有効者総数、有効投票人数、無効投票人数、有効記名数

(3) 当選人の氏名、得票数の一覧表

(会長及び会長以外の代表理事の候補者選出)

1 1. 評議員選挙で選出された者によって会長及び会長以外の代表理事の候補者選出のための選挙を実施する場合には、その評議員選挙の選挙管理委員会が、細則第3条(2)に従って選挙を実施する。

1 2. 選挙管理委員会は、選挙日程(投票締切日、開票日など)、選挙人および被選挙人の資格条件、投票方法等を決定し、評議員選挙で選出された当選人に告示し、会長及び会長以外の代表理事の候補者選挙を実行する。

(理事の候補者選出)

1 3. 評議員選挙で選出された者によって理事候補者選出のための選挙を実施する場合には、その評議員選挙の選挙管理委員会が、細則第3条(3)に従って選挙を実施する。

1 4. 選挙管理委員会は、選挙日程(投票締切日、開票日など)、選挙人および被選挙人の資格条件、投票方法等を決定し、評議員選挙で選出された当選人に告示し、理事候補者選挙を実行する。なお、会長および会長以外の代表理事は理事に就任することが定められているため、会長および会長以外の代表理事を差し引いた人数を選挙で選出する。

(監事の候補者選出)

1 5. 評議員選挙で選出された者によって監事候補者選出のための選挙を実施する場合には、その評議員選挙の選挙管理委員会が、細則第3条(4)に従って選挙を実施する。

1 6. 選挙管理委員会は、選挙日程(投票締切日、開票日など)、選挙人および被選挙人の資格条件、投票方法等を決定し、評議員選挙で選出された当選人に告示し、監事候補者選挙を実行する。

附則 本内規の変更は、一般社団法人日本計量生物学会理事会の議決を経ることとする。

2016年6月16日	制定(一般社団法人日本計量生物学会設立時)
2018年9月11日	改定
2023年12月4日	改定
2024年7月29日	改定